

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣は許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第40号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、議案第40号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第40号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

まず歳入歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億710万7,000円を追加をしまして、総額を歳入歳出それぞれ58億6,710万7,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、第1表 歳入歳出予算補正に定めてございます。

1ページ、第1表をご覧くださいと思います。

歳入でございますが、町税、国庫支出金、県支出金、また繰越金の補正を今回お願いしてございます。合計で1億710万7,000円となっております。

2ページ、歳出でございますが、議会費から3ページの教育費、予備費まで、それぞれ増額・減額補正させていただきました。合計が1億710万7,000円となっております。

事項別明細書、6ページからご説明をさせていただきます。

6ページ、歳入でございますが、固定資産税につきましては当初賦課確定に伴います増額でございます。1,807万9,000円ということで、大規模償却部分が1,733万円ほど増額になってございます。

続きまして、軽自動車税につきましても当初賦課確定によりまして48万5,000円増

額をさせていただいております。

国庫支出金でございますが、まず国庫負担金におきまして新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金ということで、春・秋の接種費用分5,747回分を見込んでございます。2,656万2,000円でございます。

国庫支出金の国庫補助金でございます。児童福祉費補助金としまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る部分。これについてはひとり親世帯以外への低所得の子育て世帯への5万円の給付ということで28世帯分を計上してございます。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金472万5,000円につきましては、成年後見制度を推進していくための重層的支援事業の移行準備に係る補助金ということで今回計上させていただいております。

続きまして、国庫補助金でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金ということで、接種に係る委託、また送迎等の委託費等の補助分として1,345万2,000円増額してございます。

県支出金の県負担金でございますが、保険基盤安定負担金。これにつきましては国民健康保険税の減額に伴います減として182万8,000円減額をしてございます。続きまして、南会津地方防災訓練県負担金ということで、今年度、8月の27日に防災訓練予定されております。その県からの負担金ということで10万円計上してございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金としまして4,412万2,000円、今回計上させていただきました。

8ページから歳出でございます。

議会費、また総務費の一般管理費等、人件費につきましては人事異動等に伴います異動に伴う増減を各科目において計上をさせていただいております。需用費でございますが、消耗品14万1,000円でございます。これにつきましては消防設備点検に伴いまして、消火器の期限が切れることから今回、購入をさせていただくものでございます。この消火器につきましても、それぞれの施設等で、施設またその担当する科目で今回、補正で計上させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。修繕料と役務費、公課費につきましては、公用車の車検について、1台分、今回計上させていただいております。企画費につきましても、人件費については異動に伴う分でございます。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして、10ページ目をご覧いただきたいと思います。

上段になりまして、1目、ユネスコエコパーク推進費でございます。1の報酬、3職員手当等につきましては非常勤特別職の会計年度の任用職員の部分の差によります補正でございます。12委託料ということで、遊歩道整備委託料が計上、39万9,000円計上させていただきます。こちら町のほうで観察の森として案内をしております下福井、檜戸地内におきまして、その遊歩道に係るナラ枯れの木が非常に危険な状態になっているということで、そちらのほうを撤去するために費用として遊歩道の整備の委託料ということで、伐採の委託料を39万9,000円計上させていただきます。

その下、9目、ブナセンター費でございますが、こちら報酬から旅費までにつきまして、職員の異動等によるものでの補正でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、情報システム管理費でございます。通信運搬費につきましてはインターネット通信料ということで、今回、ブナセンターのほうへLGWAN回線を新たに引かせていただきました。その部分についての通信料に不足が見込まれますので今回増額をお願いしてございます。庁用器具費、備品購入費でございます。これにつきましても組織機構改革等に伴いまして、パソコン、プリンターに不足、今、予備費を使っておりますが、そういったところで配置に不足が生じる部分ございますので、パソコン10台、プリンター3台を今回増額をさせていただいて購入をさせていただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 続きまして、11目、振興センター費でございます。1節、報酬から4節、共済費につきましては会計年度任用職員の人事配置等に伴う人件費補正でございます。10節、需要費でございますが、消耗品費13万円。これにつきましても消防設備点検結果に基づく消火器等の更新に伴う増額をお願いをしているところでございます。17節、備品購入費であります。管理用備品46万1,000円の増でございますが、これは今般、只見地区のワイヤレスアンプ、配置しておりますワイヤレスアンプが経年劣化により故障いたしまして、部品がなく修繕ができない状況でございます。今後の事業の利用に支障をきたすことから、買い替えのための予算増額をお願いしたいというところでございます。18節、負担金、補助及び交付金でございます。地域づくり推進交付金285万5,000円の増でございますが、これは今般、集落を対象といたしまして集落の草刈り、普請などへの支援、さらに集会施設空調設備導入に対する支援のための本交付金の募集を行ったところ、

集会施設に対するエアコン設置の要望が非常に多く、既定予算に不足が見込まれることから、不足分の増額をお願いしたいところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 11 ページ下段でございます。徴税費、徴税総務費でございますが、節の2、給料から次ページの、12 ページ、4 共済費まで、職員の異動に伴う補正でございます。

続きまして、12 ページ中段になりますけれども、戸籍住民基本台帳費であります。こちらのほう、2 節、給料から4 共済費まで、職員の異動に伴う補正でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、13 ページ上段、統計調査費でございますが、これも異動に伴う人件費の補正をさせていただきました。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは13 ページ下段、民生費、社会福祉費でございます。

社会福祉総務費で報酬、非常勤職員報酬ということで、今年度、新しく保健福祉課に設置をしました成年後見人制度利用促進室の中で重層的支援体制の整備の移行事業を実施するための人材として、1 名、経験者ないしは資格者を、有資格者を採用したいということでの人件費の要求でございます。続いて、給料から14 ページ目の共済費までにつきましては定期人事異動による補正となっております。続いて、報償費です。こちらにつきましては、今年度、地域共生社会推進会議を設置をしまして、他機関共同によって包括的ケアシステムであるとか、重層的支援、成年後見制度の利用促進等を協議するための会議を制定するというところで、そちらの講師等謝礼となっております。続いて、旅費です。費用弁償と一般旅費となっておりますが、こちらは先ほどの地域共生社会推進会議で先進地を視察しようということで、生活支援を行っている、ある協議会のほうを訪問する予定となっております、そちらの旅費の分でございます。需用費、あと使用料、賃借料につきましても視察研修に係る燃料費及び高速の使用料となっております。22 償還金、利子及び割引料につきましては、子育て世帯等の臨時特別支援事業の補助金、令和4 年度分として実施した分の償還金となっております。操出金につきましては昨日、ご議決いただきました国民健康保険事業の税率引き下げによる一般会計からの繰入の分の軽減分ですかね、軽減分が減額となっております。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 15 ページ、款の3、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費でございます。1節、報酬につきましては第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係る検討、認定こども園に係る検討等を進めるための子ども・子育て会議委員報酬42万8,000円の増額をさせていただくものです。8節、旅費につきましては子ども・子育て会議の認定こども園に関する視察研修等に係る旅費として34万3,000円の増額をお願いするものです。10節、需要費につきましては子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る事務費として1万円。認定こども園の視察研修に係る食糧費2万円の増額でございます。18節、負担金、補助及び交付金につきましては認定こども園の視察研修に係る負担金として4万円の増額をお願いするものです。19節、扶助費140万円につきましては令和5年度分の住民税均等割が非課税であるひとり親世帯以外の低所得子育て世帯に対して児童一人当たり5万円の支給をするものでございます。22節、償還金、利子及び割引料につきましては、各種子ども・子育て支援事業の実績に伴う返還金として令和4年度末の実績によりまして差額55万3,000円を返還するものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 保育所長、梁取洋一君。

○保育所長（梁取洋一君） 4目、保育所費。1節、報酬から3節、職員手当まで定期人事異動等に伴う補正です。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 16 ページ中段から衛生費、保健衛生費です。保健衛生総務費につきましては全て定期人事異動による補正となっております。

その下、予防費です。予防費についてはワクチン接種、春と秋のワクチン接種に係る費用の補正となっております。報酬につきましてはワクチンの集団接種に係るスタッフの報酬分です。職員手当につきましては、集団接種、全て休日に実施する予定ですので、そちらに係る職員の超勤手当となっております。旅費につきましては会計年度任用職員の通勤費です。17 ページにまいりまして需用費、消耗品につきましてはワクチン接種に係る消耗品費。役務費、通信運搬費につきましてはワクチン接種の接種券の送付に係る郵券代。手数料につきましては感染性廃棄物、針ですとかシリンジ等の処分に係る手数料となっております。委託料につきましては電算委託料として、これは只見町民以外の方が接種する際に連合会に照会で係る手数料というか委託分でございます。あとはシステムの改修委託料。あとはワク

チンの接種クーポン発行業務委託料として、こちらは接種券の印刷であるとか、封筒詰めであるとかの委託料となっております。ワクチン接種委託料（体制確保）とありますが、こちらは医師、看護師を確保するための人件費の委託料となっております。その下のワクチン接種の接種対策とありますが、こちらがワクチン接種に係る委託料でございます。送迎車運行業務委託料ということで、こちらはゆきんこタクシーの借上げ分です。臨時警備業務委託料。こちらはワクチン接種会場の駐車場の整理に係る委託料となっております。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 3目、環境衛生費でございますが、節の2、給料から、次ページ、18ページ共済費まで、人事異動に伴う補正でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 18ページにまいりまして中ほど、6の農林水産業費でございます。

2目、農業総務費については定期人事異動に伴う増額でございます。

3目の農業振興費につきましては職員配置による会計年度任用職員に係る費用の減額となっております。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして、19ページ目をご覧いただきたいと思います。

5目、交流施設費でございます。消耗品費につきましては消防設備点検によりまして消火器の更新が必要となりました湯ら里、むら湯の消火器の更新分として8万円の予算をお願いしております。その下、修繕料300万円につきましては湯ら里、むら湯等で、今般、連休中でもございましたが、機器の故障等がございましたので、そういった修繕不足を補正させていただくと、あと今後の修繕に対応させていただくということで追加で300万円の修繕料の予算確保をお願いするものでございます。

その下、6款、農林水産業費。2項、林業費。3目、薪エネルギー推進費でございます。こちらは会計年度の任用職員の単価の見直しによります報酬から共済費までの補正となっております。

その下、7款、商工費。1項、商工振興費。1目、商工総務費でございます。この19ページ目の下段、給料、手当につきましては職員の人事異動に伴います給料等の調整でございます。次の20ページ目をご覧いただきたいと思います。併せまして、20ページ目にまい

りまして、先ほどの引き続きで商工費の共済費まで、職員共済費ということで補正のお願いでございます。

中ほどにまいりまして、2目、商工振興費でございます。需用費、修繕料につきましては駅前のスミタフオトニクスに貸してございます施設の修繕。これも消防点検によります施設の改修が必要となりましたので、その改修費として30万円をお願いするものでございます。22償還金、利子及び割引料でございます。地方創生臨時交付金の返還金で20万2,000円でございます。こちらにつきましては新型コロナ感染対応利子補給基金事業が昨年度で終了いたしましたので、その基金の積立を実績によりまして国へ返還するための返還金となっております。

その下、3目、観光費でございます。1報償費、3職員手当までは職員の人事異動等によります調整でございます。7報償費、報奨金、地域力創造アドバイザー謝礼でございます。560万円になりますが、こちらにつきましては国の外部専門家地域力創造アドバイザーの派遣制度を利用いたしまして、今般、只見町のほうの食を通じた魅力発信、併せまして食を通じた企画開発ということで、そういった外部の専門人材を招聘するための謝礼となっております。こちらにつきましては特別交付税措置がございまして、そちらのほうを利用いたしまして町のほうでもSNS等の情報発信、それから職を通じたPRを中心的に進めさせていただきたいということで、今般、国の制度を活用させていただきまして人材の派遣を受けまして、指導を受けながらPRを進めさせていただきたいということで、そちらの予算について計上をお願いをしております。その下、12委託料ということで遊歩道整備委託料168万5,000円でございます。こちらにつきましては先ほど観察の森のナラ枯れの危険木除去ということでご説明を申し上げましたが、この部分につきましては癒しの森のほうのナラ枯れの危険木が遊歩道にかかりまして、危険な状態になってございますので、そちらの危険木を除去するため、約80本になりますが、必要な予算のお願いでございます。13使用料及び賃借料につきましてはコピー機、ファックス等の利用料といたしまして観光費で持っておりました駅前庁舎の分につきましては他課のほうに切り替えをする振替でございます。

21ページ目にまいりまして、5目、観光施設費でございます。10需用費、消耗品と修繕料につきましては、消耗品費につきましては同じように消火器等の部分で必要なものを更新するものでございます。修繕料につきましては、こちらにつきましても当初で予算をいただいておりますが、その後、各施設、解消いたしまして、修繕する箇所が必要な部分出て

まいりましたので追加で予算をお願いするものでございます。12委託料、看板作成委託料18万円につきましては、駅前の駅中に駅周辺の案内図を作成するための看板作成費用となっております。17備品購入費、事務用器具ということで12万9,000円お願いしてございますが、こちらにつきましては保養センターの掃除機と洗濯機が故障しているため、そちらのほう新たに必要な機材として購入をさせていただくことをお願いするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 21ページ中ほどから款の8、土木費でございます。

1目、土木総務費については定期人事異動に伴う補正になってございます。

22ページにまいりまして中ほどでございます。1目の道路橋梁総務費でございますが、こちらにつきましても同様の減額補正となっております。

22ページ最下段でございますが、4項の住宅費、1目、住宅管理費でございますが、克雪対策事業補助金395万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。4月からの募集の結果、今回、64件の申請がございまして、申請段階で1,395万8,000円という申請額になってございます。当初予算で1,000万円ほどの予算をいただいておりますので、今回の申請額全てについて交付決定をしたいということでの補正となっております。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田功君） 23ページ、款の9、消防費でございます。

目の1、非常備消防総務費であります。節の2から4までは人事異動に伴う補正でございます。13使用料及び賃借料であります。自動車借上料11万につきましては8月27日に南会津地方防災訓練並びに只見町総合防災訓練を予定しております。それに関連しまして必要となる車両の借上料の補正でございます。その下のコピー機・ファックス等リース料につきましては、先ほど観光費での説明がございましたけども、そちらのほうを減額し、こちらの方に計上するというものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 23ページ下段、款の10、教育費。項の教育総務費。2目、事務局費でございます。1節、報酬から4節、共済費につきましては人事異動に伴うものでございます。一枚おめくりいただきまして24ページでございますが、現在、只見高校振興



対策として貸与してございますバスの老朽化に伴いましてマイクロバスの更新に関する予算をお願いするものでございます。なお、使用にあたりましてはこれまで同様に只見高校に貸与し、町でも公民館事業での活用、議員の皆様の要望活動等での使用を予定してございます。関係する予算につきましては諸手数料、自動車損害保険料9万5,000円。備品購入費1,415万1,000円につきましては、マイクロバス1台の購入をお願いするものでございます。車体につきましては四輪駆動の29人乗りを予定してございます。公課費につきましてはスクールバス購入に伴う自動車重量税でございます。

続きまして、24ページ下段、5目、奥会津学習センター費でございます。1報酬から3職員手当につきましては人事異動等によるものでございます。

続きまして、25ページ、2項、小学校費。1目、学校管理費でございます。1節から職員手当等につきましては人事異動等によるものでございます。10節、需要費12万4,000円につきましては消防設備保守点検によります消火器の更新でございます。

続きまして、2目、教育振興費でございます。1節、報酬から8節、旅費につきましては人事異動等に伴う減額でございます。13節、使用料及び賃借料につきましては小学校の必要な学習のために4万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、3目、只見小学校費でございます。7節、報償費5万円につきましては学習内容変更に伴うもので、12節、委託料5万円を減額し、予算の組み換えをお願いするものです。

続きまして、26ページ、3項、中学校費。1目、学校管理費でございます。1節、報酬から3節、職員手当につきましては人事異動等に伴うものでございます。10節、需要費9,000円につきましては消防設備保守点検による消火器の更新でございます。

続きまして、2目、教育振興費でございます。こちらにつきましても報酬から職員手当につきましては人事異動等に伴うものでございます。

続きまして、4項、社会教育費。1目、社会教育総務費でございます。こちら報酬から旅費につきましては人事異動等に伴うものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 続きまして、26ページ最下段になります。2目、公民館費でございます。1節、報酬から12節、委託料に至りますまで、定期人事異動及び職員の人員配置等に伴います所要の補正をお願いするものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 続きまして、27ページ下段、3目、文化財保護費でございます。1節、報酬から3節、職員手当につきましては人事異動等に伴うものでございます。28ページでございます。10節、需要費5万円につきましては消防設備保守点検によります消火器の更新でございます。17節、備品購入費34万9,000円につきましては伝統芸能を継承していくために学校等への貸出用として子ども用の獅子頭を購入するものでございます。

続きまして、4目、ただみ・モノとくらしのミュージアム費でございます。1節、報酬から職員手当につきましては人事異動等に伴うものでございます。17節、備品購入費20万4,000円につきましては交流ホールに設置しております、以前、考古館で使用してございました来客用ソファの経年劣化に伴いまして更新するものでございます。

続きまして、5項、保健体育費。2目、体育施設費でございます。10節、需要費15万7,000円につきましては消防設備保守点検によります消火器の更新でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 28ページの最下段、予備費2,612万6,000円を増額して予算を編成させていただきました。

29ページ以降、給与費明細書となっておりますので後程ご覧いただきたいと思っております。

以上、補正予算についてご説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 20ページの癒しの森で、支障木になるんでしょうか、ナラ枯れの木を伐採されると。これらもそうですし、旅行村なんかも随分、木を切って伐採してそのまま積みっぱなしになっているという状態になっておりますが、あれらは薪ストーブの燃料として使用できると思うんですが、その辺の検討はされておりますか。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

旅行村等で伐採させていただいております、ナラ枯れで伐採をいたしました木、そのまま今はそこで切り倒したままでなっております。それにつきましては、議員がおっしゃっていただいているとおり活用という部分で考えれば、今後、薪ステーション等の整備で運び出せるものについてはなるべく活用していきたいと思っております。ただ、場所によりましては、奥になりますと運搬にどうしても重機等で道が狭いとか、というところでなかなか難しいところもあろうかと思いますが、そういった部分で運び出せるようなところについては、そういった薪としての活用は今後検討しなければならないと思っておりますので、その点も含めまして今後の事業は進めさせていただきたいと考えております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 癒しの森についてはわかりましたが、旅行村については、もう切つて、山ほど積まっていますよ。あれ、あのまま積んでおくと、やがて腐ってしまうということになると思います。シートなんかかかってましたけれども、あれだけの原木ですから大変な量ですよ。あれ、やっぱり有効に活用しなければもったいない。その検討は今までされましたか。それとも、これから検討されますか。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今ほど議員のほうからお話いただいた、積んであってシートがかけてあるものに関しては、ナラ枯れ防止をするために、おとり丸太としておそらく活用しているものでございます。それにつきましては誘因でおとりをした後に回収する形になりますけれども、それ以外、老朽化をいたしましてナラ枯れの被害を受けたものに関しては伐採を順次進めておりますので、そういった部分の活用というのは今後、森林資源の活用、薪エネルギーの活用ということで検討はさせていただいておりますので、その中で有効的な活用をさせていただくようなことで是非検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 民生費の15ページのほうには子育て世帯の生活支援特別給付金の増額補正あるんですが、で、総務費のほうに、償還金のほうに、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の返還金335万7,000円あるんですが、給付金のほうは、こちら児童福祉

費のほうで出ているんですが、こちらのほうの事業の内容というか、それとその返還金の内容について説明をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 民生費の社会福祉総務費のほうにございます22償還金の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金返還金ということでございますが、こちら令和4年度に新たに非課税世帯となった子育て世帯に対して補助金を支援するという事業でございまして、実績としましては10世帯に支給をしてございます。元々は、想定、当初、予算をとった時は、たぶん40世帯ほど該当者がいるのではないかとということで予算のほうを計上しておりましたが、実績としては10世帯のみであったということで、既にいただいていた補助金の分を今年度、補正をして返還するといった内容になってございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 4年度の精算による返還金がこちらのほうに予算措置されて、児童福祉総務費の扶助費のほうの140万との、事業はまた別なんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 昨年の実施の事業と今年度の分につきましては別の事業となっております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかに。

1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） 28ページのただみ・モノとくらしのミュージアムの件なんですが、備品購入。これ、当初予算のうちに私ちょっとあの、館長のほうから強く頼まれていたんで言ったんですけど、エアコンですね、除湿器は入っているんだけどエアコンがないんで、とにかく収蔵庫の中も温度差が激しい、良い管理ができないということなんで、今回、検討されたのか。のっかってないみたいですけども、今後されるんでしょうか。されないんでしょうか。検討されますか。されませんか。その辺、お聞きして…

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

モノとくらしのミュージアムの整備計画時におきましては、民具を保存しておく収蔵庫と

して温度より、温度対策が重要であるとの文化庁の指導によりまして、加湿及び除湿器を設置することで進めてまいりました。しかし、収蔵庫は収蔵展示室として使用しておりますので、現在、見学者は職員が付き添って案内をしている状況です。昨年夏には室温が33度ということで、冬は0度になるということもありまして、入館者の利用や文化財保存への影響も懸念されるということで、館長ですとか学芸員の方からもお話を受けております。現在、教育委員会としましても、現状によりまして収蔵庫内の環境を改善するための空調設備の設置については、県を通じて文化庁と協議をしながら検討している状況です。

○議長（大塚純一郎君） 1番、佐藤孝義君。

○1番（佐藤孝義君） せっかくあんな立派な収蔵庫造っていただいて、中に国の文化財入っているわけですから、早急にやっていただかないとだめだと思うんですよ。それはあの、今後、なるべく早く検討願いたいというふうにお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今後なんですけれども、文化庁の協議が整い次第、今年度中に実施計画等にあげて検討する予定でございます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 当初予算審議は3月でして、それから予算、本格的な予算審議は今回ということですが、中央公民館ということになって、その旧振興センターという名前が消えたが、業務はそのまま残っているということで、この予算書を見ると、中央公民館の当初予算、それから今回の予算書も含めて、重点政策、それが予算上からは何だかわからないんですが、今年度の中央公民館の重点施策、これは何ですか。

○議長（大塚純一郎君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） ただ今、中央公民館の重点施策ということでお質しがございました。今般、只見町公民館の事業計画という形で、令和5年度まとめをさせていただきました。その中では基本方針といたしまして振興計画に基づきまして、振興計画では文化に根づく人づくりと学び続ける町づくり、こういった基本理念がございます。これを実現するために三つの方針を掲げをさせていただきました。一つといたしましては個人の学びを促進するとともにコミュニティーづくりを進める公民館機能を充実をしていく。さらには、2点目といたしまして、地域の課題解決に向けた事業を推進するという。そして、三つ目とい

たしまして、地域の人材の育成とコーディネート機能の充実。この3点を今年の基本方針という形で実施をしていこうということで計画を立てさせていただいております。各種、細かい事業等につきましては6月9日に只見町公民館だよりという形で各戸配付をさせていただきまして、講座の予定等々出しておりますので、今後につきましてもこういった形で公民館の事業、こういったものを周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） それはあの、公民館の内部でやるというもので、私が言ってるのは、決算までに、節目節目で進捗状況を書いて出せと、議会に。そして、決算で評価を受けるでしょ。そういう正式な町の、中央公民館における重点事業であります。それが私が手元にならないものですから、今の話ですと、まったく別の話のようですので、私は只見町の重点施策としての振興管理が議会とともにできる、その重点施策一覧表のような、一覧表ではないですな、ページごとの解説付いているやつ、様式も決まっています。それを聞いたかった。あるかどうかをまず、また聞きますが、これ一つ。あるかどうかということが一つ。

それから、実は3月の当初予算審議の際に、防犯の話を事細かく、防犯、消防、地域一体となって地域づくりをするんだという中で、町長答弁では、旧地区センター、地域づくりの一環として一つやってみたらいかがでしょうかというものに対して、社会教育、生涯学習、地域防災、当然、防犯も入ってきますし、それで地域、福祉、そして地域振興という四つの大きな目標があると。そして、それのみでなく、防犯対策に幅を広げて活躍すべきでないかという提言なので、受け止めましたと、研究させていただきたい。さらには改めて加速してやると。3点の方向から取り組んでいくと約束をしてありますが、この約束については3月の予算は当然、当初ですから、その時点ではないので、これは町長、それに追加してやっていくというような答弁でございました。で、その追加された内容が6月にあるんだなというふうに見ておりましたが、今聞きますと、具体的なものではなくて、しかも町、只見町が、いわゆる定める重要施策、重点施策、ではないので、重ねて、一つは只見町が定めて議会とともに進めていく重点施策、これが何であるかということと、今申し上げた地域住民と防犯、消防に取り組むために、それはアクションを起こしたいと、加速をつけて取り組んでいくと、貴重なご意見をいただきましたという答弁だったんですが、この2点について説明していただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） お質いただきましたのでお答えをさせていただきたいと思  
います。

まず重点施策につきましては、町内の中で様々な重点施策ございますけれども、その中、  
中央公民館事業の推進ということで重点施策の一つにあがっているところでございます。そ  
してあの、3月当初の場合の、いわゆる四つの柱という部分で、生涯学習、地域防犯、地域  
防災、そして地域福祉、そして地域づくりといった四つの柱を持って公民館を運営していく  
といったような中で、特にあの、酒井議員のほうから地域防犯について様々なご教授をいた  
だきました。こういったところ検討させていただいて、今般、町民生活課と共同という形に  
なりましたけれども、防犯講話のほうを開催をさせていただきました。本来であれば、ここ  
の中にまた酒井議員のほうからお示しをいただいた様々な防犯用具、こういったところの紹  
介も入れていきたいところでもございましたけれども、条件がちょっと整わなかったといった  
ようなところもございまして、今回は防犯講話という形で町民の皆様には防犯意識を持っても  
らう、そして防犯の対策について様々なご紹介をしていくといったようなところでの取り組  
みをさせていただいたところでございます。今後につきましても、地域防犯、地域防災とい  
うところで気象防災の専門家の方のお話を聞いたり、また今般、防災マップ、こういったも  
のの配布になっておりますので、こういったものを活用した防災意識の高揚、こういったも  
のを図っていくような講座を企画してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

3回目。

○7番（酒井右一君） 3回目ですので、これで終わりますが、3月の答弁の内容では、相当  
踏み込んだことをやられるという、ここにありますが、それはあの、結びだけ申し上げます  
が、やはりそれはアクションを起こして、早急に取り組むと、加速させていかなければなら  
ないということの町長さんの結びの中には、ハードシステム、それから講演も含めて、様々  
な取り組みがあると言っているらしいです。ですから、今後その、防犯、講演会をされた  
のは私も行ってきましたのでわかります。そうした中で、具体的にこの予算書の中に、どれ  
がその予算なのか。それが見えないのでお伺いしている。ひょっとしたらやらないのではな  
いかと懸念を持っております。

ちなみにですよ、先般の防犯講演会の時に、そちらで参加者の名簿持っていらっしゃるで

しょうが、役場の職人の方と一般の方と合わせて、一般の方は自発的に来られたかどうかは別にして、14・5人だったと。そのうち知っている方が大勢いらっしゃったものですから、5人ばかりに聞いたところ、スマホも持ってねえし、パソコンも持たねえし、インターネットなんか、俺見たことねえしと、見たことねえというのはやっぱり、5人中2・3人やったです。あと使い方がねえがら使うようねえと。だからあの講演会で講師の方があんなこと言っても、実際、地域の方々が、そうしたことができない方が大半だと私は思って見ていました。ですから、お話が（聴き取り不能）で良い話だったですけど、なかなか一般の方々がスパイカメラを導入して見るとかさ、そういったことは皆さんわからない。少なくとも十数人の中の5人はわからなかった。それで、これから地域の防犯あるいは防災について、具体的に取り組んでいかなければならないのが、この予算の中に出ているはずだと思っていますから、ないんなら、それはそれで結構ですが、どこの項目を見たら、当初予算には少なくともないようでしたが、ないままですか。

○議長（大塚純一郎君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 先ほど酒井議員からお質しがございました、やはり防犯講演会の中でのお話の内容としましては、やはりあの、酒井議員お質しのとおり、なかなか難しいといったようなご意見もあったということで承知をしているところでございます。

今般の予算の中にそういったものがあるのかといったようなお質しでございましたが、6月補正では、今回はそういった形ではなく、今回のその講座につきましては既定予算の中で組み替えながら実施をしていくということで想定をしておりましたので、今回は予算の増減を伴わず、既定予算の中でそういった部分取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） すみません。一つあの、

○議長（大塚純一郎君） 3回目ですね。

○4番（矢沢明伸君） はい。

聞き洩らしたというか、歳入のほうなんですけど、歳入の国庫補助金ですか、民生費の国庫補助金で社会福祉補助金の生活困窮者就労準備支援事業費補助金472万5,000円が歳入として計上されているんですけど、歳出のほうの充当先というか、事業はどういうふうに組



み立てられているのか。それについてお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） ただ今のご質問でございますけれども、国庫補助金につきましては先ほど、今回の補正でお願いしている社会福祉総務費の報償金、あとは旅費、需要費、使用料、賃借料に充てるものと。あと既に、これ、重層的支援体制ということで、既に保健福祉課で実施している既存の事業の予算のほうにも割り当てるようになってございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 今ほど保健福祉課長申し上げました事業に充当している部分と、残りについては人件費のほうに充てさせていただいております。人件費分につきましては、成年後見制度室長のほうが南会津町から派遣いただいているということで、一般管理費、総務管理費の一般管理費のほうで負担金として予算計上されておりますので、今回、一般管理費のほうにその部分については充当させていただいているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 1点だけお伺いします。

15ページ、児童福祉総務費の中での説明で、認定こども園の視察研修というお話がありました。我々、総務委員会のほうでも先般、その認定こども園の視察研修ということで西会津町さんにお邪魔して勉強してまいったところでございます。この視察研修の研修先と研修目的を教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

研修先なんですけれども、まずはあの、認定こども園の専門委員である古戸先生の学校法人、まゆみ学園、まゆみ学園のほうに視察研修に行くということと、あとは今後、既存の施設で認定こども園を進めていくにはどうしたら良いかというところで、既存の施設で進められている認定こども園を視察する予定で検討しております。

それから、目的につきましては、まずは委員の皆様は認定こども園の中身というか、目で見て感じていただくということが大事だと思いますので、そういった目的が1点と、あとは保育士の方々に同行していただいて、その保育士の、その今後の研修に活かせるような形で

視察研修のほう進めてまいりたいと考えております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 実際、保育士の方にも同行いただくということで、それは良かったなと思います。やはりあの、こういった研修内容、我々担当委員会としても是非知りたい、勉強したいなというふうに思っておりますので、是非その研修結果、まとめましたら委員会のほうにもご紹介願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今後の進め方につきましては、その都度、委員会のほうに報告させていただいて、ご意見のほうを頂戴したいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 27ページの文化財保護費なんですが、以前、昨年、叶津番所の茅葺の補修の予算で、昨年、補修をしたと思うんです。一生懸命やられたんですが、今年になって、また春、今やっているんですけども、それは昨年とった予算の範囲内でやっていられるのか。または補修工事を頼まれたのか。結構、今、お客さん、只見線の関係もありますけども、来てまして、休館というのかなり看板も見るとは、それは今回の補正にあがってないんで、どのような予算でやられているのか教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今ほどのご質問なんですけれども、予算につきましては昨年度の予算で今回終了、屋根のほうは終了しております。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） ということは、終わってなかったということによろしいのかな。それとも、例えば昨年の秋やっていて、1回目の大雪で、例えば、見てましたら、可哀そうに、足場がつぶされたような状況になっていました。で、間に合わないのかなと思ってまして、そしてまあ、その結局は、去年は非常に浅雪であって、浅雪の、地元の人に言わせると、この浅雪ですっぽ抜けるような工事だったのかなというようなことも、見てられるような人もありまして、その、まあ、例えば補修工事、まあ、トタンの屋根ですと何年保証とかあるんですが、あの叶津の大雪の、もし大雪になればもっと大変なことになっていたんじゃないかなと思って見てましたが、その辺のところはどういうことなんでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 今回の修繕につきましては、昨年度、修繕をした箇所、一部ちょっと緩んでしまった箇所がありまして、そこをちょっと、昨年度の予算内で修繕をしていただいたということになります。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

3回目。

○5番（中野大徳君） ということは、昨年度は一応、完成したということなんですよ。で、今年の浅雪でそのようになってしまうような工事ではちょっと、補修工事が甘かったんじゃないかなと、地元の方はそう見てますけども、今回はその予算で補修ということでやってもらってるみたいですけども、あれがいつもの年の大雪であれば、その工事にちょっと、問題があったというか、甘かったんじゃないかなというふうに考えられますけども、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 実際にあの、検査のほうは完了しております、こういった形でちょっとこう、緩んでしまったという箇所でありましたので、受け手側の事業所さんのほうで修繕のほうをしていただいたという形になります。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 2点お伺いいたします。

20ページと21ページでございます。

まず21ページの観光施設費の修繕料でございます、先ほどの説明ではどこの修繕が20万円かというところをご説明なかったようですので、具体的にお願ひしたいと思います。

もう一つは20ページですね、報償費の地域力創造アドバイザー謝礼560万円でございます。こちら、まず町の目的と申しますか、何をしようとしているのかという事業をつかんでおりませんので事業の目的等を教えていただきたいなと思っております。そのうえで、外部人材がどこの場所を補っていただくのかというところで、その結果、この事業の後はどういう結果になっていることを目標として事業をされるのかという、以上2点をお願ひしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 9番、菅家忠議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず21ページの修繕料でございます。観光施設費のほうでございますが、当初予算のほうで一般修繕という枠がございまして、そちらのほうで修繕箇所を町内対応できるように予算としては確保させていただいておりました。新年度に入りまして、一例を申し上げますと、大倉の比良林公園、それからレイクビュー、只見川公園のトイレ等、そういったものが代表であります。そういった一般修繕のほうの枠で先にその予算を使わせていただいて、今年度分の中で施設の改修にあたって緊急的に（聴き取り不能）をさせていただいた部分がございます。今後そういった施設の故障が出てきた場合に対応できるように、併せて、目減りした分ではないんですけども、その分として200万円の消費税という形で220万円を今後の対応のために予算として増額をさせていただきをお願いでございます。こちらがまず1点目でございます。

それから20ページにございます報償費、報奨金、地域力創造アドバイザー謝礼のほうの、まず目的でございます。こちらの予算に至った経緯、若干ご説明をさせていただきます。まず、従来より、町のほうなんですけども、まずSNSの発信がすごく弱かったというところがありまして、いろんな事業の中で我々もSNSの発信の勉強をさせていただき機会があるんですけども、なかなか片手間になってしまったりとか、今、町のホームページに上げられているSNSのほうは総務企画課のほうで管理をさせていただいております。そういった中でなんとか情報発信をしたいというところが、本来であれば思っておりまして、特に交流推進課になりまして、なんとかSNSで身近に情報を発信していきたいということが一つの目的でありました。そういった中、昨日ですけども、那須町のほうに私と、町長と、教育長のほうでちょっとご訪問させていただいた際に、那須町のホームページを拝見した際に、実は町のホームページのフェイスブックと観光課のフェイスブックがあることがわかりまして、二つで情報発信をしておりました。特に観光のフェイスブックにつきましては、リアルタイムにその時期の情報を掲載をさせていただいているということで、なんとかこういった形で交流推進課のほうで、今週末も雪月花が只見線、初入線しますが、そういった情報がなかなかうまく伝えられてないということで、そういった情報を掲載していきたいというところ、情報発信を強化したいという目的が一つにございました。その中で、この地域力創造アドバイザーは国の法制度で人を派遣していただけるものでありまして、全国で今500名ちょっとの方が専門のアドバイザーとして登録をされております。町内ではねっかの

脇坂社長が実は登録をされておりました、そういった酒を使ったブランディングというようなところでアドバイスしますよということで登録にもなっております。そういった中から、今回、インフルエンサーの方で代表的な方が、日本のトップクラスのインフルエンサーということで、お名前ちょっと、伺ったことあるかどうかですけれども、フォーリンデブはっしーさんという芸名で活躍されている方がいらっしゃいまして、朝のZIPという番組でもレギュラー出演されてるそうなんです、たまたま、この方をご紹介いただくことができまして、この方ですと食を通じた発信、そして、勿論、インフルエンサー的な部分で、そういった部分に非常に長けてるということで、是非、こういった方をお招きして、只見の情報発信と併せて、我々もその情報発信のやり方、やみくもにやるのではなく、しっかりと情報発信をしたいといった目的で、この方を招聘いたしまして、まずは我々がしっかりした情報発信をさせていただくと。そして、ノウハウを学んで、将来的にはきちんと町の情報をそういったSNSで発信できるような形にしたいというようなことで、国の補助ではないんですけれども、そういった優遇の支援策がありましたので、その中で今般、検討させていただいて、6月補正ではありますが、今年度内でそういった取り組みをさせていただきたいということで計上をさせていただいた次第であります。目的と、今後どのような形ということで、そういったことを想定いたしまして、今回、予算化をお願いした次第でございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 丁寧な説明ありがとうございます。

今の答弁で1点だけ、ちょっと疑問に思うところですね、町のSNS、それは交流推進課の仕事なんですかという質問になります。SNSで発信するのが。総合案内の委託を出しております、そこはまあ、例えば雪月花はPRができていないというのはですね、何のための委託料払ってらっしゃるのかという分析と評価が少し違うんじゃないかなと思っております。本来であれば、これから新会社目指すのであれば、新会社のほうが総合案内も考えてらっしゃるのであれば、その機能強化を考えるべきであって、役場の職員の方がそういう能力を高めるような流れではないなと思っておりますので、そういった意見でございます。私はそれは、私の考えですので、町の見解としては総合案内は総合案内であって、これから新会社も創るけど、そこに関してはSNSを強くしていくような考えが、今発言がありませんので、上げ足を取るような発言で申し訳ございませんが、そういったソフト面であればですね、これからの担う人材育成というものは官民でお考えになったほうが成果が出ると思

いますので、そういったお考えはあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 貴重なご意見本当にありがとうございます。

そういった部分で、今、雪月花の話、具体例がありましたが、観光協会のサイトとかでは情報提供させていただいております。ただ一方で、町のほうのホームページで、そういった部分で、やはり公共的な部分でご紹介する部分と、勿論、そういった委託を出している部分というのは、両方あってしかるべきものだと思います。ただ、今、町のほうがうまくいってない。我々のほうとしても、そのノウハウと、知見がまだまだ勉強不足であるというところで今回、お力をお借りして、さらに、その中で一緒に、民間の方も含めて、そういった情報発信を、ノウハウを学べる機会をつくっていきたいと思っておりますので、片一方ばかりではなく、両方合わせた形でやっていくというようなことで、そういったことで考えておるといことでご承知いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） よろしいですね。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第40号 令和5年度只見町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第41号 令和5年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは議案第41号 令和5年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、総額から歳入歳出それぞれ22万7,000円を追加し、総額を4億7,022万7,000円とするものでございます。

5ページ目からご説明申し上げます。

歳入でございます。国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税となつてございまして、こちら昨日、国保税の税率の引き下げをご議決いただきました内容になってございます。医療給付費分及び後期高齢者支援金分、介護納付金分、合わせて639万円の減額とさせていただきます。

続いて、繰入金でございます。一般会計繰入金ということで、先ほど一般会計のほうでもお話をしましたが、ご説明しましたが、保険基盤安定繰入金ということで、低所得者の分の保険税の軽減分、こちら税率引き下げによる減額となつてございます。基金繰入金として財源を充当するために基金から900万円繰入れるということで増額となつてございます。

繰越金としましては5万5,000円、前年度からの繰越分で増額補正でございます。

おめくりいただきまして、6ページ目から歳出でございます。

こちらは3款、国民健康保険事業費の納付金ということで、1項、こちらは医療給付分となつてございます。こちらは県納付金の確定によりまして14万9,000円の増額をさせていただきます。

続いて、2項、後期高齢者支援金分でございます。こちら同様に県の納付金の確定によりまして、こちらは15万3,000円の減額。

3項、介護納付金につきまして、こちら県納付金の確定により23万2,000円の増額となっております。

予備費については1,000円の減額ということで予算を構成をさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第41号 令和5年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第42号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第42号 令和5年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） それでは、議案第42号 令和5年度只見町国民健康保



険施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,779万5,000円とするものでございます。

それでは5ページ目から説明をさせていただければと存じます。

5ページ目、歳入でございます。繰越金でございます。1目、繰越金で79万5,000円ということで昨年度分の繰越金のほうを歳入として挙げさせていただきました。

続いて、6ページ目でございます。診療所費の一般管理費のほうでございます。2節、給料から4の共済費までは人事異動に伴うものでございます。

6目、歯科管理費でございますが、共済費でございますが、これは額の確定による増額の補正でございます。

そして、予備費のほうで3万4,000円ほど調整をさせていただいておるところでございます。

8ページ以降は給与費明細になってございますので後程ご覧いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 総務委員会の委員長報告の中でも、看護師の不足、医師不足について報告されたわけですが、今、看護師を、確かずっと、特別委員会なんかの経過だと14人必要なはずなんです、今11人という実態があるそうで、これについて総務委員会でも問題視しておりましたが、ここの、つまり、看護師増員の対策。これについては、人件費を見ますとそうならないようですが、今後、看護師の対策について、いつまでにちゃんとした体制になるのか。その辺、内部検討もされておりますでしょうかからお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 朝日診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） 先の総務委員会のほうでも看護師の不足の件については報告をさせていただいてございまして、まずあの、先日の総務委員会のほうでは、看護師の異動に伴う給料の減のほうも提案の予定だということで、説明をさせていただいたところでございますが、今回はそれを取りやめた形で、今回提案を、議案のほうを説明させていた

だいております。それは今後、看護師の確保に向けてできる限り努力していくというところで、今回はそれを取り下げをさせていただいたところで、今後、確保に向けてできることをやっていくというところでございます。具体的な時期などは今現在、明言することではできませんが、確保に向けた努力については、今後、できるところから早急に進めていかなければならないというふうに考えてございまして、また、やっていかなければならないものなので、可能な限り、必要人数に到達できるように今後とも努力をしております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 開設者、只見町国保朝日診療所の開設者としてどう考えているかという話でしたので、中における事務長の説明では納得できないところでありますので、開設者たる只見町長の慢性的な看護師不足について、どうされておるのか、最初の質問をまた繰り返して2回目の質問になってしまいますが、それでもいいですから、具体的にどうすんだいという話を素直に聞きますので、教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど7番議員からご質問いただきました事柄につきましては、本当に国民健康保険朝日診療所開設者としてどう考えるかというお質しでございます。

本当にあの、皆さん、十分ご存じのように、町内唯一の医療機関でございます。そして、南会津郡の中でも入院設備があるのは南会津病院と朝日診療所のみでございます。そういった中で本当に大切な役割を担っている医療機関であるということは、今更ではありますが、皆さん、十分ご存じのことと思います。

したがいまして、医師の確保並びに看護師、放射線技師、事務の職員はじめ、必要な人員の確保、そして医療環境の充実を図っていかなければならないということはもとより考えております。

看護師の募集につきましても、その都度都度、公募をかけておりますし、昨年も、実はあの、一次試験の段階では一人あって、合格の通知出しましたが、その後に本人のほうから辞退されました。それは町外の方でした。したがいまして、非常にあの、厳しい環境であるということは今ほど事務長、横山事務長申し上げたとおりでございまして、本当に具体的な答弁になってないと言われるかもしれませんが、本当、懸命に努力していくということしかないと考えています。

また、先般、これは会津総合開発協議会の要望事項でしたが、直接、厚生労働副大臣のほ

うに要望書を持って、会津地方17市町村の事柄でありますので、市町村長並びに議会議長達と班に分かれまして、私、厚生労働省の副大臣のところに行きましたが、やはり、医師・看護師含めまして介護のエッセンシャルワーカーは、特に会津地方にとって喫緊の課題なので、是非その待遇改善、給与等のアップ含めまして、特段のお力添えをいただきたいということを改めてお願いしてきた次第でございます。

したがいまして、具体的にいつまでというお質しにつきましては、私どももはっきり、答えたいんですが、申し訳ありませんが、事務長と同様な考え方になります、さらに努力を重ねていくということしかありませんので、いろいろ今後ともご指導いただきまして、効果的な募集の方法とか、お知り合いの方とか、そういったことございましたら、是非ともお力を貸していただきたいなというふうに思います。なお、引き続き努力してまいります。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

3回目。

○7番（酒井右一君） 事情はよくわかってますし、経過からもそういうことなんです、ただ、それはそれとして大変なことであります。しかし、その大変なことを解決させる職にある町長です。それが、8時から7時まででしたっけ。救急はできない。そして、夜勤はなかなか負担だと。患者さんである我々も非常に大きな不安を持ちながら一年以上、最も長くきておまして、今年の4月、さらに人が足りなくなってしまったということでもあります。基本的な、エッセンシャルという話をされましたから、これ以上言っても仕方ないのかなとは思いますが、ただ、町長たる者、あるいは診療所の開設者たる者、なんとも仕方ないというわけにはいかない立場でいらっしゃいますから、ここは強力に推し進めていって、診療所が医師負担の軽減になる、看護師の負担の軽減になる、あるいは夜勤の方々の負担になる、私あの、伝手がありまして、何度も竹田病院の幹部の方とお話をする機会ありますが、あの竹田病院でさえも相当な努力をされております。竹田病院の場合は1割程度、医師も看護師も余分に抱えておられるそうです。なんで、ここはあの、財政、財源も伴いますから、我々がとやかく言える立場ではありません。人、物、金を、町長は権限を握っておられますので、人、物、金を十分に活用して、一般の権限の持たない我々のようなことではなく、権限を（聴き取り不能）に行使して、町民から医療の不安、様々なエッセンシャルの不安を取り除いていただきたいと思いますので、重ねてお願いをいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 議員おっしゃることは改めまして引き続き受け止めて努力してまいります。先ほど入院の診療時間の話もありました。そういったことありましたので若干申し上げますが、県立南会津病院も院長先生が、佐竹院長先生が転勤されまして、その後、なかなか、直接、副知事の井出副知事のところに南会津の町村長、議会議長と一緒に、新たな院長先生を是非、兼任でなくて専任の南会津病院の院長先生をお願いしたいということで副知事のところに行っていました。それも当初は簡単にはいかなくて、もしかすると空席になるかもしれない、兼務になるかもしれないという中で、ギリギリのところ、前、坂下厚生総合病院の院長先生やられた方に、このほど南会津病院の院長に就任いただきました。

そして、今あの、厚生労働省の審議会のほうで今、大きな流れがありまして、基幹病院、今度できる、三条市にまもなくオープンする新潟県中央病院はまさにその計画に沿った基幹病院でございますが、救急患者は基本的に基幹病院にもう搬送していくんだと。それ以外の病院、特にベッド数200以下のところは、もう24時間診療をやらないんだというような方向性が指示されているようです。それに対しては益々、南会津地域、後退してしまいます。今も、前は南会津医療圏ということであれば10万人あたりの医師の数が、医師の数が出ますが、いろんな表が、今もう、南会津医療圏はもう会津医療圏の中において、その深刻な数字が薄まってしまって、南会津はもっと厳しいんだという数字がわからなくなってきました。そういった環境もありますので、今般、広域圏の中ではその医療の充実とともに消防職員の負担が、従来であれば南会津病院もしくは朝日診療所で受け入れられた患者さんが、もう一晩のうちに何回も会津若松まで行かなければならないという実態に鑑みまして、広域消防の職員を88名から100名に定数増にするということを広域圏議会で全会一致でご議決いただきました。やはり、その辺の医療と救急搬送、消防の関係は、もう切っても切り離せない関係なんです。そのことを今、県に言っても、それは別の話ですということに（聴き取り不能）しまったんで、今度、県のほうで新たにその調整官という方ができました。その調整官の方には南会津のその救急と医療施設の脆弱さ、その相関関係の事、併せて訴えておりますし、そのことは引き続き、只見町も勿論ですが、南会津地域全体の課題として議会議長、議会議員の皆様はじめ、町村長と力を合わせてやっていかなければならない大きな事柄だと思っておりますし、また、只見町にとっては7番議員おっしゃること、本当にもっともだと思えます。私もそういう立場にさせていただいているわけですから、そこはしっかりとやっ

ていくということを改めて、本当にあの、御誓い申し上げるという言葉しか出てきませんが、頑張っまいますので、引き続きお力添えとご理解を賜りたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第42号 令和5年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第43号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第43号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ということで、それぞれ2,004万5,000円を追加しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ7億8,604万5,000円とするものでございます。

説明は5ページからさせていただきたいと思います。

歳入でございます。繰越金ということで、1,876万2,000円の増額。これにつきましては、昨年度、令和4年度の保険給付費精算償還分1,871万9,000円及び令和4年度の保険料の過年度還付金分、約4万4,000円が含まれての繰越となっております。

諸収入の雑入でございますが、こちらが128万3,000円の増額ということで、こちらにも介護保険給付費の精算交付金となっております。

おめくりいただきまして6ページ目、歳出でございます。

こちらは諸支出金として償還金及び還付加算金となっております。償還金につきましては、2,000万2,000円の増額ということで、内容につきましては介護給付費の国庫及び県費の負担金の返還金。そして、地域支援事業費分の国庫負担金と県費の分の返還金となっております。

2目の第1号被保険者保険料還付金ということで、償還金が4万4,000円です。

予備費1,000円の減額で調整をさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決いたします。

議案第43号 令和5年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食の為、暫時、休議といたします。

午後の開始予定を1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後12時59分

○議長（大塚純一郎君） それでは、午前に引き続き会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（大塚純一郎君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

それでは、専決第1号 只見町税条例の一部を改正する条例から、専決13号まで、順次、担当課長より説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記について、別紙のとおり専決処分したいので、同条第2項の規定により報告いたします。

説明の前に、資料の配付の許可を願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（増田 功君） 専決第1号 只見町税条例の一部を改正する条例でございます。

こちらのほう、お配りしました専決第1号資料のほうをご覧くださいと思います。

一枚めくっていただきますと新旧対照表がございます。

一枚目の改正の概要でご説明させていただきたいと思います。

第46条から、この改正概要の第101条の第1項までにつきましては、施行規則様式の新設に伴う改正でありまして、納付書の様式の追加になってございます。続きまして、附則第8条の1項でございます。法律改正に合わせて改正するものでありまして、適用期限の延長になってございます。令和6年度を令和9年度、3年間の延長になってございます。附則第10条であります。こちらのほう法律改正に合わせて改正するもので、令和3年度改正における法附則第64条を削り、改正規則の施行を令和5年4月1日とするものでございます。附則第10条の2でございます。こちらのほう、法規定の新設に合わせて新設したものであります。大規模の修繕が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定でございます。併せて、法律改正に合わせての項ずれの反映をしてございます。附則第10条の3、11項・12項・13項につきましては、法規定の新設に合わせての新設であります。大規模の修繕が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告についての規定でございます。併せて、条例の項ずれによる改正を行っております。附則第15条の2でございます。軽自動車税の環境性能割の非課税に関するものでございますが、法律改正に合わせて削除ということで、臨時的軽減措置に係る規定を削除してございます。その下の附則第15条の6についても同様でございます。附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。法律改正に合わせて改正してございます。こちら、今申し上げております法律というのは地方税法であります。軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例の期限を3年間、25パーセント軽減の対象については2年間の延長でございます。また、項ずれの反映をしてございます。続いて、附則第16条の2の1項でございます。規定の整備でございます。附則第16条の改正に伴う規定の整備になります。附則第17条の2、1項・2項につきましては、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡取得に係る町民税の課税の特例でございます。法律の改正に合わせて適用期限の延長をしております。令和5年から令和8年までの延長でございます。

新旧対照表につきましてはご覧いただきたいと思います。

報告は以上です。

続きまして、続きまして、専決第2号についてご説明申し上げます。

只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

こちらのほう、お配りいたしました資料をご覧いただきたいと思います。



新旧対照表になってございます。こちらの一番最後のページをご覧いただきたいと思えます。こちらの今回の改正につきましては課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の見直しでございまして、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について課税限度額の引き上げ及び5割軽減・2割軽減の基準額の見直しを行うものでございまして、こちら左側が現行でありまして、改正ということで5年度から改正したものでございまして、課税限度額の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額。そちらのほうは20万円から22万円になってございます。そして、下の囲みになりますけれども、軽減判定所得でございまして、こちらのほうの5割軽減の基準額でありますけれども、現行が28.5万円となっている数値が29万円。そして、2割軽減基準額については52万円が53万5,000円になってございます。こちらの改正についての専決について報告申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、専決第3号でございまして。

福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございまして。

今回の改正につきましては、構成団体であります田村広域行政組合、こちらが令和5年の3月31日をもって解散をされたということで、事務組合のほうから脱退をされました。そのことに伴いまして数の変更があるということで、別表において田村広域行政組合を削るものでございまして。

また、規定の整備ということで横書きへの変更を今回されるということで、契約についても左横書きに改める内容での改正を含んでのものでございまして。

附則としまして、この規約については、知事の許可があった日から施行されまして、改正後の規約の規定につきましては令和5年4月1日から適用するとしてございまして。令和5年5月22日付で専決をさせていただきました。

続きまして、専決第4号でございまして。

令和4年度只見町一般会計補正予算（第14号）でございまして。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億8,914万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億3,999万6,000円とするものでございまして。

第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額また歳入歳

出予算の額の金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正でお示しをしております。

第2条としまして、繰越明許費の補正を第2表において記載しております。

第3条におきまして、地方債の補正、第3表でお示しをしております。

これにつきましては令和5年3月31日付におきまして専決をさせていただいております。

1ページ、第1表でございます。歳入でございますが、町税から3ページの町債まで、それぞれ款項の項目におきまして記載の補正をさせていただいております。総額が1億8,914万1,000円の減額となっております。

4ページから歳出になってございます。これにつきましても議会費から6ページの予備費まで、それぞれの款項における補正をさせていただき、総額が1億8,914万1,000円の減額となっております。

7ページでございますが、第2表 繰越明許費補正ということで、今回、商工費におきます第三セクターの経営改善事業を追加をさせていただいております。これにつきましては第三セクターの経営改善に係る調査委託等に係る経費を年度内終了できませんでしたので繰越をさせていただいたものでございます。

8ページでございます。第3表の地方債補正でございます。緊急防災・減災事業、辺地対策事業、過疎対策事業におきまして実質に基づきまして限度額の変更をお願いしております。

9ページから事項別明細になってございまして、11ページからご説明をさせていただきます。

歳入におきましては、それぞれあの、実績に基づきまして増額また減額の補正をさせていただいております。主だったものについてご説明をさせていただきたいと思っております。

15ページをご覧いただきたいと思っております。地方交付税でございます。今回、特別交付税におきまして3億6,685万4,000円ということで増額となっております。4年度の総額としましては5億4,685万4,000円ということで、前年度比1億8,941万2,000円ほどの増額となりました。

それから、以下、使用料、手数料、また国庫支出金、県支出金等につきましても実績に基づく増減でございますが、18ページご覧いただきたいと思っております。国庫補助金の下段、土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金ということで、臨時道路除雪事業費補助金ということで除雪経費に対する補助金4,400万円が新たに交付されたところでございます。あとはそ

れぞれ実績に基づく補正になってございますが、24ページご覧ください。財産収入で出資金返還収入ということで、観光まちづくり協会出資金返還金ということで解散に伴う出資金の返還を受けてございます。26ページ、諸収入の雑入でございますが、町有建物等損害保険金ということで上ノ原団地、また明和小学校、河井記念館等の雪害等々に伴う保険金収入を増額してございます。28ページ、町債でございますが、それぞれ事業完了に伴います記載の減額補正を行ってございます。

29ページから歳出、ご説明させていただきます。

議会費におきましても事業完了等に伴う不用額の減額が主なものでございます。

総務管理費、一般管理費においても同様でございます。不用額の減額が主でございます。

33ページ、文書広報費においても不用残の減。

財政管理費、財産管理費、企画費まで、全て事業実績に基づく減額となっております。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして37ページ目をご覧くださいと思います。

7目、ユネスコエコパーク推進費でございます。こちらにつきましても事業完了に伴いますそれぞれ減額となっております。

38ページ目にまいりまして8目、ブナセンター費でございます。こちらも同様に、それぞれ、事業完了いたしまして事業精査をさせていただいた金額となっております。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 39ページの中段でございます。情報システム管理費におきましても事業が完了に伴う減額補正のみでございます。

○議長（大塚純一郎君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） それでは40ページのほうに移っていただきまして10目、只見振興センター費につきましても事業完了また実績によります減額補正ということになってございます。

41ページにまいりまして11目、朝日振興センター費におきましても、やはり事業完了によります、実績によります減額補正ということになってございます。

42ページ・43ページにまいりまして、43ページ、12目、明和振興センター費におきましても、やはり実績によります減額をさせていただいてございます。44・45ページ中段までにつきまして以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 45 ページ中段になります。目の13、交通安全対策費でございます。事務事業の終了に伴う実績による減額になってございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 45 ページです。まず財政調整基金費でございますが、減債基金の利子収入の積立金ということで6万9,000円増額をして積み立ててございます。

次、諸費でございますが、これについても基金への積立金でございます。まず自然首都・只見応援基金積立金ということで、寄附金の増額に伴いまして56万4,000円増額をさせていただいております。46 ページでございますが、地域振興基金1億4,000万、今回、積立をさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 2項、徴税費でございます。目の1、徴税総務費。そして、目の2、賦課徴収費につきまして、実績に伴う減額になってございます。

47 ページ、項の3、戸籍住民基本台帳費でございます。目の1、戸籍住民基本台帳費につきまして実績に伴う減額になってございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 48 ページ、選挙費でございます。選挙管理委員会費から県知事選挙費まで。これにつきましても実績に基づきまして不用残の減額をさせていただきました。

49 ページの統計調査費、委託統計調査費におきましても事業完了に伴う減額補正を行ってございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続いて、民生費、社会福祉費でございます。1目、社会福祉総務費から50 ページにまいりまして国民年金費、そして51 ページ目の老人福祉費まで、実績に伴います減額となっております。

52 ページ目、障がい者福祉費です。こちら報酬から使用料までは実績に伴う減額でございますけれども、負担金、補助金及び扶助費において、こちらは一部、実績に基づいてですが増額となっております。

54 ページ目にまいりまして老人保健費です。こちら操出金の中で介護老人保健施設特別

会計への操出金の公債費が4万5,000円増、あとは後期高齢者医療特別会計への操出金として保険基盤安定費を9万8,000円増額をさせていただきました。

55ページ目にまいりまして在宅介護支援センター費及び介護保険費については実績に伴う減額でございます。

56ページ目にまいりまして社会福祉活動センター費。こちらは光熱水費に不足が生じたので増額をさせていただきました。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 56ページ、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費につきましては事業確定による減額でございます。57ページにまいりまして18節、負担金、補助及び交付金の一時預かりサービス事業利用補助金につきましては実績による利用者増によりまして増額補正をさせていただいております。

2目、児童措置費、3目、母子福祉費につきましては事業確定による減額でございます。

○議長（大塚純一郎君） 保育所長、梁取洋一君。

○保育所長（梁取洋一君） 款の4、保育所費。1節、報酬から次ページにかけまして12委託料まで、事業実績による減額となっております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続いて、衛生費、保健衛生費でございます。保健衛生総務費、基本的には実績に基づく減額でございますが、操出金については各特別会計への操出金として増額であげさせていただきました。

60ページ目にまいりまして予防費でございます。予防費について、報酬から役務費につきましては実績に基づく減額。61ページ、委託料につきましては実績に基づく減額、そして増額も何点かございます。62ページ目にまいりまして、こちらは全て実績に基づく減額でございます。63ページの償還金及び利子及び割引料については償還金として母子保健の分の返還金及び新型コロナウイルスのワクチンの体制確保の補助金の返還金ということで増額をさせていただきました。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 目の3でございます。環境衛生費につきましては実績に基づく減額になってございます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続いて、保健事業費でございます。63ページ最下段の保険事業費から65ページにまいりまして保健センター費、66ページにかけてですけれども、全て実績に基づく減額とさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 66ページ中段から下になります。

款の5、労働費でございます。目の労働諸費になりますが、それぞれこちらにつきましても実績に基づく減額とさせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 67ページにまいりまして款の6、農林水産業費です。

1目の農業委員会費、2目、農業総務費、3目、農業振興費、68ページまで続いておりますが、全て確定による減となっております。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして、69ページ目になります。

4目、山村振興費につきましては事業完了に基づく減額となっております。

5目、交流施設費でございます。同様に事業完了に伴います減額と併せまして委託料、交流施設の指定管理料につきましては、協定書に基づきます増額ということで、主な要因としては燃料費、電気料の高騰によりまして協定書に基づいた増額となっております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 69ページ、6目、畜産業費から、7目の農地費、70ページにまいりまして農業機械費につきまして確定による減額でございます。

2項の林業費、1目、林業総務費から林業振興費、林道費、治山費、72ページまで、確定による減でございます。71ページ、一部、森林環境基金積立金22万8,000円増額でございますが、交付額の増により積立額も増ということでございます。

72ページの中段、水産業費でございますが、こちらについても確定による減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 72ページ目下段のほうになります。

款7の商工費。1項の商工費の、まず1目、商工総務費から2目、商工振興費、73ページ目にまいりまして3の観光費。続きまして、ページ74、それから75ページ目、4目、

ふるさと交流費、そして5目の観光施設費まで、それぞれでございますが、こちらのほう実績による減額となっております。

76ページ目にまいりまして、6目、只見スキー場管理費も、こちら実績によります減額となっております。

7目、保養センター管理費でございます。委託料につきましては指定管理の項目の精査によりまして159万円の増額ということで最後、精算をさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 76ページ下段、8款の土木費でございます。

土木総務費、77ページの項の道路橋梁費の道路橋梁総務費まで、確定による減でございます。

2目の道路維持費でございますが、基本的には確定による減でございますが、78ページにまいりまして12の委託料、町道除雪委託料について1,400万円を増額して補正をさせていただいております。こちらにつきましてはご承知のとおり浅雪ではございましたが、除雪体制が直営から委託、全委託になりまして、押し戻し作業等が想定以上となったための増額ということでご理解をいただければと思います。本年度、町道除雪委託料、決算額としては昨年の春先除雪含めて3億2,900万円の決算の予定となっております。

道路新設改良費、橋梁維持費につきましては財源の振替及び確定による減額でございます。

79ページにまいりまして、3項の河川費、1目、河川費から4項、住宅費、住宅管理費、80ページまで、全て確定による減額でございます。

80ページの下段、項の5、まちづくり事業費、集会施設整備費。こちらにつきましても確定による全部減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 81ページ、9款、消防費でございます。目の1、非常備消防総務費から82ページ、2目の常備消防総務費、3目の水防費まで、事業確定によります減額になってございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 続きまして、83ページ、教育費でございます。

2目、事務局費、85ページにまいりまして、3目、スクールバス運行費、おめくりいただきまして86ページ、5目、奥会津学習センター費につきましても実績に基づく精算の減

額でございます。

続きまして、87ページ、2項、小学校費、1目、学校管理費、88ページにまいりまして教育振興費、89ページにまいりまして3目、只見小学校費から5目、明和小学校費につきましても実績に基づく精算の減額でございます。

90ページにまいりまして中学校費、教育振興費、ページおめくりいただきまして3目、只見中学校費につきましても実績に基づく精算の減額でございます。

92ページ、社会教育費、総務費につきましても実績に基づく精算でございます。

94ページ、放課後児童対策費、3目、文化財保護費につきましても事業確定によります減額でございます。

96ページにまいりまして4目、ただみ・モノとくらしのミュージアム費につきましても実績に基づく精算の減額でございます。

97ページにまいりまして保健体育費、体育施設費、ページおめくりいただきまして給食センター費につきましても実績に基づく精算でございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 99ページにまいりまして11款の災害復旧費でございます。

1目、農地農業用施設現年災害復旧費、100ページにまいりまして2目、林道災害現年復旧費まで、確定による減額でございます。

101ページにまいりまして2項の公共土木施設災害復旧費の現年災害復旧費につきましても確定による皆減でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 101ページ、公債費でございますが、元金につきましては長期償還元金として470万ほど（聴き取り不能）が出ましたので減額をさせていただきます。

利子につきましては一時借入金の利子として47万8,000円減額させていただきました。

最後、予備費になりますが、6,967万8,000円を増額をさせていただいて予算編成をさせていただいたところでございます。

102ページ以降につきましては給与費明細書となっておりますので、これは後程ご覧いただければと思います。



○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは専決第5号 令和4年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について報告をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,993万6,000円を減額しまして、総額を3億7,630万3,000円とするものでございます。

3月31日時点で専決処分とさせていただいたものでございます。

6ページ目からご説明申し上げます。

歳入でございます。

国民健康保険税の一般保険者国民健康保険税につきましては実績に基づく減額となっております。

続いて、2目、県支出金の県補助金、保険給付費等交付金でございます。基本的には減額となっておりますけれども、県の2号分の繰入金と特定健診の負担金については増額とさせていただきます。

7ページ目の4目、国保制度関係事業補助金につきましても社会保障税番号制度システムの整備補助金、マイナンバー関係の補助金ということで2万9,000円増額をさせていただいております。

7ページ、繰入金の一般会計繰入金でございます。こちらも全体としては減額となっておりますが、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び未就学児均等割の保険料の繰入分として増額をさせていただいております。8ページ目まいりまして、その他一般会計繰入金として、こちらは乳幼児の公費負担分として6万2,000円増額をさせていただきました。基金繰入については実績に基づく減、雑入についても同様でございます。

9ページ目にまいりまして歳出です。

総務費、総務管理費の一般管理費については実績に基づく減でございますが、印刷製本費のみ不足が生じたということで増額をさせていただいております。

その下、徴税費の賦課徴収費についても10ページ目にかけて実績に基づく減、運営協議会費についても同様でございます。

4項の趣旨普及費も同様です。

11ページ目にまいりまして保険給付費の療養諸費でございます。療養諸費から、その下、高額療養費、出産育児諸費、12ページ目にまいりまして葬祭諸費、あとは傷病手当金まで

保険給付費の分で実績に基づく減でございます。

12ページ最下段、保健事業費にまいりまして、こちらの特定健康診査等事業費も実績に基づく減でございます。

13ページ目、保健事業費の保健衛生普及費についても減額でございますが、消耗品費のみ不足が生じたので増額とさせていただきました。

14ページ目にまいりまして基金積立金、あとは公債費、その下、15ページ目の諸支出金につきましても実績に基づく減額でございます。

15ページ目の操出金についても同様でございます。

予備費213万1,000円減額で調整をさせていただいております。

16ページ目は給与費明細となっておりますのでご覧いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） 続きまして、専決第6号 令和4年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第5号）について報告させていただきます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出それぞれ3,640万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,388万9,000円とするというものでございます。

これにつきましては令和5年3月31日、専決処分をさせていただいております。

続きまして、6ページのほうから説明をさせていただきたいと存じます。

まず歳入のほうでございます。歳入につきましては入院収入でございますが、実績に基づきます増額及び過年度分につきましては減額のほうの補正をさせていただいております。

続きまして、外来収入についても同様でございます。

続きまして、歯科外来収入でございますが、これにつきましても同様でございます。現年度分については増額、過年度分については減額のほうの補正をさせていただいております。

その他の診療収入でございます。こちらについても同様でございます。

8ページ目に入りまして訪問看護療養費のほうも実績に基づきましての補正となっております。

使用料につきましては施設使用料のほうで若干でございますが、5,000円の増額をさせていただきまして、過年度分については減額のほうをさせていただいております。

手数料につきましては実績に基づきます増額補正ということでさせていただきました。

財産運用収入につきましても実績に基づきます減額でございます。

繰入金のほうも実績に基づきます補正のほうでさせていただいております。

諸収入につきましても同様でございます。

町債につきましても実績に基づくものでございます。

**歳出**のほうです。10ページになります。

一般管理費のほうでございますが、これにつきましては実績に基づきます減額のほうで対応させていただいておりますが、11ページの一般管理費の積立金のほうでございますが、国保診療所運営基金積立金ということで基金のほうに1,200万ほど積立をさせていただいております。

研究研修費のほうでございますが、これも実績に基づく減額。

医師住宅費についても同様でございます。

続きまして、医業費のほうの医科管理費のほうでございます。これにつきましては実績に基づきます減額でございますが、需要費の修繕料については8,000円不足が生じたので増額のほうさせていただいております。また、委託料でございますが、感染性の廃棄物処理委託料のほうですが、こちらも最終的に59万1,000円ほど増額ということで対応をさせていただきました。

次、15ページでございますが、歯科管理費でございます。こちら報酬でございますが、会計年度任用職員7万6,000円ほど、超勤分でございますが、最終的に最終先決のほうで補正をさせていただいておりますのでご了承下さい。職員手当、共済費については減額で、旅費についても先ほどの報酬と同様に最終的に増額補正をさせていただいております。

以下につきましては、16ページにつきましては最終的な減額補正、全般的にさせていただいて調整をさせていただいております。

18ページにつきましては給与費明細になってございますので後程ご覧になっていただければと存じます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、専決第7号 令和4年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について報告をさせていただきます。

これにつきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ58万9,000円を減額し、それ

ぞれ総額を1億5,277万5,000円とするものでございます。

こちらにつきましても3月31日で専決処分とさせていただきます。

5ページ目からご説明申し上げます。

歳入でございます。

後期高齢者医療の保険料でございますが、こちらは実績に基づく減でございます。

繰入金につきましては保険基盤安定費繰入金ということで、こちら一般会計からの繰入金については増額とさせていただきます。

下段の諸収入についても実績に基づく減でございます。

6ページにまいりまして償還金につきましても同様。

諸収入の雑入につきましても実績に基づく減でございます。

7ページ目まいりまして歳出でございます。

総務費、総務管理費の一般管理費については実績に基づく減額。

その下、徴収費につきましても実績に基づく減額でございますが、消耗品費について不足が生じたので増額とさせていただきます。

滞納処分費についても実績に基づく減でございます。

8ページ目にまいりまして、広域連合への納付金でございます。こちらも実績に基づく減でございますけれども、後期高齢者の医療広域負担金の保険基盤安定費のみ増額をさせていただきます。

公債費についても減額でございます。

9ページ目にまいりまして償還金につきましても減額でございます。

諸支出金の繰出金、予備費についても減額をさせていただきますして予算は調整をしております。

続きまして、専決第8号 令和4年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご報告をさせていただきます。

こちら歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,902万9,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,687万円とするものでございます。

こちらについても3月31日で専決処分をさせていただきます。

6ページ目からご説明申し上げます。

歳入でございます。

保険料の介護保険料につきましては実績に基づく補正となっております。現年度分の普通徴収の保険料と滞納繰越分については増額とさせていただきました。

国庫支出金の国庫負担金につきましては介護給付費の現年度負担金の増額をしてございます。

国庫補助金につきましては、調整交付金については624万円の増。

あと地域支援事業交付金についても171万4,000円の増となっております。

続きまして、7ページにまいりまして、総務費の補助金でもシステムの改修補助金ということで2万5,000円増額をさせていただいております。

支払基金の交付金につきましては実績に基づく減額でございます。

県支出金の県負担金につきましては国庫同様で284万7,000円の増額とさせていただいております。

8ページ目にまいりまして県の補助金につきましては実績に基づく減。

財産収入につきましても同様でございます。

繰入金の一般会計繰入金についても同様で減額とさせていただきました。

9ページにまいりまして基金の繰入金につきましては450万円減とさせていただいております。

諸収入の雑入につきましても実績に基づいて減額をさせていただきました。

10ページ目から歳出になります。

総務費、総務管理費でございます。一般管理費につきましては実績に基づく減でございます。

続きまして、その下段の介護認定審査会費ということで、認定調査の職員、認定調査員1名おるんですけれども、昨年は認定調査の数が増えたということで会計年度任用職員の報酬について増額をさせていただきました。また、それに伴いまして認定調査に係る主治医等の意見書手数料も増額となっております。委託料については実績に基づく減でございます。

11ページ目にまいりまして、保険給付費の介護サービス諸費につきましては、12ページ目にかけてまして全て実績に基づく減となっております。

12ページ目、保険給付費の介護予防サービス等諸費でございます。こちらの実績に基づく補正となっておりますが、1目の介護予防サービス給付費。こちらが10万9,000円ほどの増。

あとは13ページ目にまいりまして7目、介護予防サービス計画給付費に8,000円増とさせていただきます。

その他の諸費ということで、審査支払手数料については実績に基づいて減でございます。

高額介護サービス費から14ページ目にかけての高額介護合算サービス等費。あと特定入所者介護サービス費については実績に基づく減でございます。

15ページ目にまいりまして財政安定化基金拠出金についても減額でございます。

続いて、地域支援事業、介護予防・生活支援サービス費でございますが、こちらも1目の介護予防・生活支援サービス費から、16ページにまいりまして介護予防ケアマネジメント事業費まで実績に基づく減でございます。

地域支援事業の一般介護予防費についても同様でございます。

17ページ目まいりまして包括的支援事業・任意事業でございますが、こちらは3目の包括的支援事業費。こちら包括支援センター特別会計への拠出金を増額をさせていただいております。

18ページ目にまいりまして、全て実績に基づく減でございますけれども、7目の認知症総合支援事業費については費用弁償、一部不足が見込まれましたので、こちら増額となっております。

19ページにまいりまして、その他の諸費等についても全て減額でございます。

基金積立金につきましては、こちら720万5,000円の増額とさせていただきます。

20ページ目にまいりまして、諸支出金の拠出金でございます。こちらも減額でございますが、一般会計へのシステム改修費として一般会計に繰り出す分を増額をさせていただきました。

その他、予備費で1,732万9,000円増額をさせていただいて予算を調整させていただいております。

22ページ以降は給与費明細書となっておりますのでご覧いただきたいと思います。

続きまして、専決第9号 令和4年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算(第4号)について報告をさせていただきます。

こちらは歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,752万4,000円を減額をしまして、それぞれ2億7,811万7,000円とするものでございます。

こちらについても3月31日で専決とさせていただきます。

5 ページ目からご説明申し上げます。

歳入につきまして、こちらサービス収入の介護給付費収入でございます。こちら実績に基づいて増減しておりますけれども、1 目、居宅介護のサービス費収入につきましては、通所リハビリテーションがよそよりも増えているということで増額で補正しております。

また、施設介護サービス費につきましても当初の予定よりも利用が多かったということで428万1,000円の増とさせていただきました。

それに伴いまして、その下の2項の自己負担金収入についても119万6,000円の増となっております。

こちらに伴いますけれども、その下の施設利用費ということで、使用料ということで223万7,000円増とさせていただきました。

6 ページ目にまいりまして繰入金でございます。繰入金につきましては基金繰入金として運営費のほうに664万9,000円、あとは自然首都・只見の応援基金から223万円ほど増で繰入れております。

その他につきましては実績に基づく減額となっております。

8 ページ目まいりまして歳出でございます。

こちらについては総務費の施設管理費、一般管理費から9 ページにまいりまして施設整備費までは実績に基づく減となっております。

積立金についても同様でございます。

還付金についてもそうですね。同じでございます。

10 ページにまいりまして予備費を22万5,000円増額して調整をさせていただきました。

11 ページ目からは給与費明細となっておりますのでご覧ください。

続きまして、専決第10号 令和4年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算(第3号)について報告をいたします。

こちらは歳入歳出予算の総額からそれぞれ79万9,000円を減額しまして、予算総額を1,383万1,000円とするものでございます。

こちら3月31日に専決処分をさせていただきました。

5 ページ目からご説明申し上げます。

歳入についてでございます。

こちらサービス収入の予防給付費収入で、計画費の収入が増額となっております。

繰入金につきましては介護保険事業特会からの操出金として140万7,000円増額をさせていただきました。

雑入については実績に基づく減でございます。

6ページ目まいりまして事業費、居宅サービス事業費でございます。こちらについては全て実績に基づく減額となっております。

17ページの公債費、予備費についても同様でございます。予備費で調整をさせていただいております。

8ページ目から給与費明細となっておりますのでご覧ください。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 専決第11号 令和4年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第4号）です。

歳入歳出予算の補正でありますけれども、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ786万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億6,312万3,000円とするものでございます。

第2条といたしまして、地方債の変更は第2表の地方債補正によります。

令和5年3月31日に専決処分の報告をさせていただきます。

3ページをご覧くださいと思います。

第2表の地方債の補正でございます。こちらのほう、変更前360万、変更後330万ということで、公営企業会計法適用化事業委託料の実績に伴う変更でございます。

6ページをご覧くださいと思います。

歳入であります。

分担金及び負担金。款の1でございます。の維持管理費分担金でありますけれども、18万円の増額になっておりますが、水道加入分担金ということで新規加入者によります増額になってございます。

下段になりますけれども、項の1、使用料でありますけれども、水道使用料現年分の94万8,000円の減額と滞納繰越分34万1,000円の増額となっております。

その下の項の2、手数料でありますけれども、各種検査手数料、検査証明手数料でございますけれども、こちらのほう加入者の増に伴う検査手数料の増で7万2,000円となって



ございます。

以下、款の3から款の8までにつきましては事業実績に伴う減額となっております。

8ページご覧いただきたいと思いますが、雑収入につきましても同様で、実績に伴う減額。9款、町債につきましては30万の減額とさせていただきます。

9ページ、歳出であります。

款の1、維持管理費でありますけれども、目の1、水道総務費につきましては実績に伴う減額。9ページ、下段になりますけれども、維持管理費につきましてから10ページ、項の3、施設整備費、全て実績に伴う減額になってございます。

11ページ、予備費166万3,000円の減額で調整させていただきます。

12ページ以降につきましては、給与費明細書になってございますのでご覧いただきたいと思っております。

続いて、専決第12号 令和4年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出予算の補正でありますけれども、歳入歳出それぞれ516万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億849万円とするものでございます。

第2条といたしまして、繰越明許費の変更・追加は第2表の繰越明許費補正によります。

第3条といたしまして、地方債の変更は第3表の地方債の補正によります。

令和5年3月31に専決させていただきました。報告をさせていただきます。

3ページをご覧いただきたいと思っております。第2条の繰越明許費補正でございます。

上段、款の2でありますけれども、施設整備費の施設整備事業費87万9,000円を87万8,000円に変更するものでございます

続いて下段になりまけれども、集落排水施設機能強化事業ですけれども、423万6,000円を542万6,000円にするものでございます。

4ページご覧いただきたいと思っております。

地方債の補正でございます。こちらのほう事業確定によりましてそれぞれ変更前から変更後の金額に変更させていただきます。

続きまして7ページでございます。歳入であります。

款の1、分担金及び負担金でございますけれども、こちらのほうの分担金につきましても増額であります。こちらも新規加入分でございます。4件分の加入分になってございます。

その下の項の1、使用料でありますけれども実績に伴うものでございます。現年分の減額と滞納繰越分の増額になってございます。

以下、款の4、財産収入になりますけれども、1の財産運用収入、2項の財産売払収入につきましては実績に伴う減額。

8ページにいきまして繰入金につきましては実績に伴う、一般会計繰入金につきましては長期債償還費につきましては9万8,000円の増額。不明水処理費につきましては39万5,000円の減額になってございます。基金繰入金につきましては230万の減額しております。

その下段、7款の諸収入でありますけれども、雑入ということで134万2,000円の減額になっております。

その下段、款の8、町債につきましては事業実績に伴う減額になってございます。

9ページ、歳出であります。

総務費であります。項の1、総務管理費、9ページから10ページにかけまして事業実績に伴う減額。

2款の施設整備費につきましても実績に伴う減額になってございます。

公債費につきましては財源の振替。

そして、予備費につきましては107万8,000円の減額によりまして調整させていただいてございます。

以下、12ページは給与費明細になってございますのでご覧いただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 続きまして、専決第13号 令和4年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして報告をさせていただきます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万円を減額をいたしまして、歳入歳出それぞれ1,651万円とするものでございます。

地方自治法の規定に基づきまして3月31日付で専決処分をさせていただきました。

おめくりをいただきまして、詳細、5ページからご説明をさせていただきたいというふうに思います。

5ページ、歳入でございます。

財産収入、財産売払収入につきましては実績ございませんでしたので、実績に基づきまし

て減額をさせていただいております。

諸収入、雑入につきましても実績に基づきまして減額ということになってございます。

おめくりいただきまして6ページ目でございます。

歳出でございます。

財産管理費といたしまして、1目、一般管理費でございますが、8節、旅費から13節、使用料及び賃借料につきまして、実績に基づきます減額、整理補正ということでさせていただいております。

2款、予備費におきまして14万7,000円の増額をもって予算調整をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） ただ今、説明が終わりました。

これをもって専決第1号から13号までは報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和4年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、報告第2号 令和4年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、報告第2号 令和4年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）についてご報告申し上げます。

令和4年度から令和5年度に繰り越します事業、10事業ございます。

概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。

アルコール検知器整備事業でございますが、アルコールのチェックが義務化されたことによりまして全国での発注が集中したことにより年度内の納品ができなかったということで繰り越しさせていただいております。

財務会計システム改修につきましては、総務省の国の調査に対応するためのシステム改修でございますが、これも年度内完了ができなかったものであります。

森林の分校ふざわ施設改修事業については空調設備の改修でございますが、これについても空調機器の納期の遅れに伴う繰越でございます。

土地改良運営事業につきましては、新規地区、叶津・八木沢にかかる地形図作成業務委託に係る部分でございますが、降雪によりまして現地測量ができなかったということで繰越をさせていただいております。

第三セクター経営改善事業につきましては、財務データの調査等につきまして時間がかかっておりまして、年度内の完了ができなかったということで繰越をしてございます。

只見スキー場管理事業におきましては、これは圧雪期の部品調達でございますけれども、金型製作のほうに不測の時間を要しまして繰越をさせていただいた部分でございます。

道路橋梁長寿命化事業でございますが、塩ノ岐地内の橋梁補修設計業務、また熊倉橋の橋梁長寿命化補修工事につきまして、これも降雪等による事業完了ができなかったということで繰越をしてございます。

克雪対策事業におきましては、これも降雪による屋根塗装等の事業完了ができなかったということでございます。

集会施設整備事業につきましては、楡戸集会施設の外構工事でございます。これも集落との協議に時間がかかってございまして、年度内の完了ができなかったというものでございます。

給食センター設備改修事業ということで、これは受電設備の改修でございますが、資材の納入の遅れがあり、3月31までの事業完了ができなかったということで、10事業合わせまして繰越額が1億1,106万1,000円となっております。

この内訳財源ですが、国庫支出金が1,086万4,000円、町債が3,930万円ということで、一般財源としまして6,089万7,000円を繰越をさせていただいて5年度で完了するものでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） これをもって報告第2号 令和4年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）は報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和4年度只見町繰越明許費繰越計算書（国民健康保険施設特別会計）

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、報告第3号 令和4年度只見町繰越明許費繰越計算書（国民健康保険施設特別会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） 報告第3号 令和4年度只見町繰越明許費繰越計算書（国民健康保険施設特別会計）分について報告をさせていただきます。

事業としては1項目ございまして、施設整備事業でございまして、これは駐車場の側溝整備及びアスファルトの敷き均し、新設でございまして、これにつきましては部材、資材等の調達の遅れ、そして降雪期に入ったことによりまして繰越をさせていただいております。財源の内訳については地方債が900万、一般財源が8万円ということでなっております。

連休明けから工事のほう始めております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） これをもって報告第3号 令和4年度只見町繰越明許費繰越計算書（国民健康保険施設特別会計）は報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和4年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、報告第4号 令和4年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）を議題といたします。

議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 報告第4号 令和4年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）についてでございます。

二つございまして、一つ目でございますけれども、施設整備費費、施設整備事業、繰越額が87万8,000円でございます。こちらのほう、国道289号の大字只見地内の改修、その道路工事に伴うマンホール蓋の調整工事でありますけれども、県工事の進捗に合わせて進めておりますが、そちらのほうの進捗に合わせて繰り越さざるを得なくなりましたので

繰越をするものでございます。

続いて、下段の集落排水施設機能強化事業でございます。繰越額が542万6,000円でございます。こちらのほうです。明和の梁取のポンプ制御盤の製作工事でございますが、製品の納入が調達ができなかったために、こちらのほう繰越して事業をするものでございます。

合わせて翌年度の繰越額が630万4,000円でございます。

財源の内訳につきましては、既収入特定財源108万6,000円。そして、町債が380万円。一般財源が141万8,000円となっております。5年度の完了をしていきたいと思っております。

以上です。

- 議長（大塚純一郎君） これをもって報告第4号 令和4年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）は報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情書 塩沢高塩踏切（宮前踏切）の安全対策について

- 議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第9、陳情4-10 陳情書 塩沢高塩踏切（宮前踏切）の安全対策についてを議題といたします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、山岸国夫君。

演壇のほうにお願いいたします。

〔総務常任委員長 山岸国夫君 登壇〕

- 総務常任委員長（山岸国夫君） 総務常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告します。

1、審査案件。陳情4-10 陳情書 塩沢高塩踏切（宮前踏切）の安全対策について。  
塩沢区長、渡部公平。

2、審査経過。本件は、令和4年12月会議において付託を受け、令和5年1月11日、2月1日、3月1日、4月26日、5月29日の委員会で審査した。

3、決定、不採択。

4、理由。本件は塩沢高塩踏切の安全対策を求める陳情であった。現地確認、福島県只見線管理事務所などへの調査を実施した結果、立地条件が遮断機を設置するには適していないため、審査結果として不採択すべきものとした。なお、警笛を鳴らしての走行など、JR東日本東北本部への安全対策の徹底の再確認を実施した。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

ただ今の委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情4-10は委員長の報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情書 只見川河川改修に伴う只見集落の内水対策整備について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第10、陳情4-11 陳情書 只見川河川改修に伴う只見集落の内水対策整備についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、山岸国夫君。

〔総務常任委員長 山岸国夫君 登壇〕

○総務常任委員長（山岸国夫君） 総務常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告します。

1、審査事件。陳情4-11 陳情書 只見川河川改修に伴う只見集落の内水対策整備についての陳情。只見川河川改修計画検討委員会、会長、菅家二千六。

2、審査経過。本件は、令和4年12月会議において付託を受け、令和5年1月11日、2月1日、3月1日、4月26日の委員会で審査した。

3、決定、不採択。

4、理由。本件は只見集落の内水対策整備について、排水ポンプ車の整備を求める陳情であった。現地調査や当局への調査を行った結果、排水ポンプ車は町内移動可能なため、当該地区の内水対策に役立てる保証がないこと、対策としては只見用水の越水を防ぎ、被害を最小限に食い止めることが有効と判断し、不採択すべきものとした。

今後は、農地中間管理機構関連農地整備事業（只見地区圃場整備事業）において、用水路の付け替え工事、田んぼダムによる貯水、只見用水のゲート管理などが計画されており、その効果検証を踏まえたうえで只見用水の改良を求めていく。

また、只見川の氾濫防止対策として、只見川と伊南川合流点の堆砂処理を早急を実施するよう引き続き県に要望していく。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 平成23年のあの水害では、あの沖下関連、関係、あそこはもう大変な増水、あそこばかりでなくて中まで、集落の中まで入ってきました。沖、田中、そして新屋敷のほうまで。大変な被害が出たわけでありまして。特にあの、あそこにあるブイチェーン・サンマート線というのがありますが、あそこは屋根まですっぽり泥水の中に入ってしまったと。これについて、やっぱり有効な対策をしないで、今、堤防だけこう、嵩上げすると。常盤橋は1.5メートル、そして新町の柴倉橋近くになると4.5メートルぐらい上げるといふ、そういう計画が示されています。こういうその、ことをね、勝手にその、やってもらったんでは被害が益々ひどくなるというのが地元の声ですよ。それでこの地元の人達の安全



というものを考えた場合、何が有効か。なかなかその、これが有効だというのは考えにくいんですが、この中で有効なもの、そして可能性のあるものは、只見の用水、用水がずっと山側走ってますから、あそこの用水の中で山からおりてくる水を吸収して、元の大正工業のガソリンスタンドの下のほうに放出するということになればまあ、被害が相当食い止められるんだろう。食い止められるのが減少するのかわかりませんが、それが私は有効ではないかなと思います。ただね、そういうことが可能なかどうかお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務常任委員長、山岸国夫君。

○総務常任委員長（山岸国夫君） 本件の陳情の内容については三瓶議員お質しのとおり全体の水害対策よりも内水対策の陳情であります。そういう点では、この陳情の趣旨が内水を排水するためにポンプ車の購入を、というのが陳情の趣旨でありました。で、ポンプ車については町内、あちこちで内水対策必要なところもありますから、そういう点では特殊な車1台、そしてポンプ積載ということでは不十分といいますか、大変というか、そういうのがありませんので、当面、調査の中身でその内水を当面、圃場整備なども含めて、そして只見用水への流入、土砂の流入なども防いで、内水の減少を図っていくという取り組みが町の当局のほうからも説明されました。当面はその内水の減少対策をみていくということに着目して不採択としております。で、本格的なその、23年災の例を三瓶議員のほうから出されましたけども、これについては、県のほうも河川改修など含めてやっているところであり、そこについては調査しておりません。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 地元で求めているのは、内水対策というのは、山から落ちてくるんですよ。水が。山。田の口沢とか、いろいろな沢がいくつかありますが、そういう山の水が沢に入ってきて、そしてそれが低い所、低い所と落ちてくる。そこにその、高い堤防をつくってしまえば、それは川の水は流れることは間違いありませんが、じゃあ、内水はかえってダムになっちゃって、あそこ、また同じこと繰り返すと。その危険性をみんなが一番心配している。だから、この内水を吐くにはさっき申し上げましたように、この圃場整備事業等で用水路を今の倍とか、まあ、その、どのくらいの断面があれば、ということは専門的に計算してもらわないと何とも言えませんが、そういうその、排水を川の下までもって行って流すと。これ以外に私は解決策はないと思うんですが、それをやっぱりよく、その実現できるよ

うに努力をされないで、ただ不採択だけではどうしようもないなど。それをその、ちゃんとその、最後まで見届けて、こういうふうにしてやってくださいよというようなことを、その農地事務所とか、あるいはその建設事務所も含むんだかもしれませんが、そういうような調査をされましたか。

○議長（大塚純一郎君） 総務常任委員長、山岸国夫君。

○総務常任委員長（山岸国夫君） そこまでは調査しておりません。

ただし、今、三瓶議員も心配されてますように、この田の口沢や、それからもう一つ、沢筋からの堆砂によって、只見用水が遮断されて、その水が越水をして、そして結果として内水が多くなっていくというところがありますので、その、この圃場整備によって、山からの土砂の流入なども防いで、そして内水の減少対策を図っていくという取り組みが今されるということですので、そういう経過も含めて観察していくということでもあります。今その、内水を極力減水させる対策工事というのを説明受けましたので、そういう点も含めて見守っていききたいということでもあります。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） これはあの、まだ工事は始まりませんが、そういうその、これは良い機会だと思うんですよ。農地の完了、圃場整備をすると。その時やっぱり用水を相当大きくして、そしてこの用水のゲートとか、そういうものがちゃんとあの、川のほうに水を遮断して落ちていくというようなことになれば一番良いんですが、そういうような話を、この工事の事業をやられる農地事務所とか、そういうところに上げてもらわないで、そしてこれ、不採択だということになったんでは、まあ、これ、どうしようもないな、情けないなと思うんだけど、まあ、それであの、その程度の調査しかされなかったということは、私としては大変、調査不足だなと思います。

ところであの、町長、そういうお話、これから可能でしょうかね。

○議長（大塚純一郎君） これは委員長審査報告に対する質疑ですので、

○11番（三瓶良一君） いや、そうだけでも、これは答え出してもらうなんねえな。正解。

○議長（大塚純一郎君） 今、この委員長報告によって、今、三瓶議員がおっしゃったことは、そのように改良を求めていくというような報告ですのでご理解をしていただきたいと思います。

○11番（三瓶良一君） 調査もしないで、不採択ということ自体がおかしいんだよ。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論。

○11番（三瓶良一君） これはね、一言で言って、やっぱりあの、

○議長（大塚純一郎君） 反対討論ですか。

○11番（三瓶良一君） 反対討論ですよ。

○議長（大塚純一郎君） それでは、原案に反対者の発言を許します。

11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） これはね、やっぱりものすごい被害だから。あの被害たるはたいしたもんですよ。私の家だって水浸しになりましたよ。縁の下の断熱材はみんな落ちてしまった。まあ、しかし、1メートル水が上がらないと、これはあの、この対策の対象にならないということで、まあ、まったくだめなんですよ。だから水がこないようにしてもらおう。そのためには私が言ったようなことをちゃんと調査してもらって、そのうえで不採択。まあ、不採択っていう結論を出すということ、大変なことなんですよ。それはだめだということなんです。そういうんでなくて、やっぱり調査は徹底して、住民のための調査をします。これからは何かの時、一生懸命になってもいいと言いますと、その時求めていきますというようなぐらいでは、済むような問題ではない。これはやっぱり、私はその意志というものを大事にもらって、住民の安全をちゃんときちっと守っていただくような方法で委員会は審議を進め、そしてその方向に役所にもちゃんと伝えていくというような方向が大事だと。役所にも伝えもしない。まったくいい加減な調査だと。そして、こういう結論を出されたということには賛成しかねます。反対です。

○議長（大塚純一郎君） それでは、賛成者の発言を許します。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 本件の陳情の趣旨は、あくまでも排水ポンプの設置を求めるという

陳情文でございました。ですから、我々委員会としては、陳情者、それから只見区長さん、それから当局の関係者においでいただきまして現地でお話をして、やっぱりこれは、この陳情文にも書いてありますように、この排水ポンプ、移動可能なため、これを例えば購入したとしても、優先順位として、この当該箇所に使われるかどうかわからない。ほかにまだ災害になった場合には、こういった場所ではなくて、本当に人命に関わるような場所、それから家屋の倒壊に関わるような場所、当町にはたくさんございます。ですから、そっちのほうに優先的に使われてしまった場合には、この移動可能なポンプの購入ではおそらく対応できないだろうということを現地でお話しました。そして、現地でお話した結果、その関係者の中で、結局一番、その水が出てくるのはどこかという、そういったお話で、結局は只見用水が溢れてくるんだという話になりました。そうした中で、それじゃあ、その只見用水が溢れないようにすればいいんじゃないかということでお話になりました。そして、その中で今年度から只見圃場整備事業が開始されます。その圃場整備事業ではここに書いてあるとおり、若干ではございますが、只見用水に土砂が入らないような対策とか、田んぼダムでありますとか、そういった対策がとられます。ですから、その効果を見極めて、その後やっていこうという姿勢でございます。

ですから、我々総務委員会としては水路の建設まで求めるというのは委員会の範ちゅうにはございません。水路の建設は元々、経済委員会、我々の総務委員会に担当されていることではございませんけれども、ですから、その今後のその災害の成り行きを見守って、今ほど三瓶議員がおっしゃったように只見町議会全体として、そういった水路の改良、それを求めていく必要はあると思いますけれども、本来の、本件の陳情案件とはまた別の問題と考えますので、本件の陳情案件は賛成といたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかに討論はありませんか。

よろしいですか。

それではこれで討論を終わります。

これから陳情 4-1-1 陳情書只見川河川改修に伴う只見集落の内水対策整備についての陳情を採択いたします。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 賛成者多数、起立多数であります。

よって、陳情４－１１は委員長報告のとおり採択とすることに可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎請願書の取り下げについて

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第１１、請願５－５ 請願書の取り下げについてを議題といたします。

令和４年１２月会議において、現経済常任委員会へ付託し、継続審査になっております請願４－９ 冬期間の生活道路（町道）除雪に関する請願書については、お手元に配付しまして請願・陳情文書表のとおり、請願者から取り下げの申出が提出されました。

お諮りをいたします。

請願５－５ 請願書の取り下げについては、討論を省略し採決したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認め採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願５－５ 請願書の取り下げについては、請願者の申出のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

したがって、請願５－５は許可することに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第１２、陳情５－７「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を

議題といたします。

お諮りをいたします。

陳情 5－7については、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定によって委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情 5－7については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情 5－7を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

したがって、陳情 5－7については採択とすることに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

山岸国夫議員より、発議第 3 号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、以下、日程を繰り下げ審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。  
資料を配付させます。

[資料配付]

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を  
求める意見書（案）

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第1、発議第3号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、  
被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2番、山岸国夫君。

[2番 山岸国夫君 登壇]

○2番（山岸国夫君） 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支  
援を求める意見書（案）。

提案者、山岸国夫。以下、4名であります。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたし  
ます。

裏面を見てください。

提出文書の案の内容であります。

被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書  
（案）。

東日本大震災から

[「朗読省略」と呼ぶ者あり]

○議長（大塚純一郎君） 朗読省略という声があります。

それでは、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第3号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議員の派遣について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第13、発委第6号 議員の派遣についてを議題いたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

〔議会運営委員長 齋藤邦夫君 登壇〕

○議会運営委員長（齋藤邦夫君） 発委第6号 議員の派遣について。

提案者、議会運営委員会委員長、齋藤邦夫。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出いたします。

別紙を申し上げます。

議員の派遣について。

本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。

1、南会津地方町村議会議員大会。（1）目的、議会の活性化に資するため。（2）派遣場所、南会津町、御蔵入交流館 文化ホール。（3）期間、令和5年7月6日の1日間。（4）



派遣議員、只見町議会議員 12 名。

2、八十里越地点開発促進期成同盟会総会。(1) 目的、八十里越地点開発事業促進のため。

(2) 派遣場所、只見町、季の郷湯ら里。(3) 期間、令和 5 年 7 月 26 日から 27 日の 2 日間。(4) 派遣議員、只見町議会議員 12 名。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第 6 号 議員の派遣については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第 6 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎ 6 月会議以降における正副議長・議員の公務出張等について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、6 月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

6 月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） ここで、町長より、発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは、ただ今、議長から許可をいただきましたので私のほうから只見町議会6月会議が散会されるにあたり一言ご挨拶申し上げます。

本6月会議は、今月13日から本日までの4日間にわたり、提出議案につきまして慎重にご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

条例の一部改正や規約、そして契約議決、また一般会計、各特別会計の補正予算等につきまして慎重にご審議のうえ、ご議決をいただいたことに対しまして改めて御礼申し上げます。

しかしながら、その議決をいただく中であっても、ご質問、ご意見、ご提案の中で様々な気づきとございますか、我々が受け止めて、しっかり反省するところは反省して、改めるところは改めて、また真剣に取り組まなければならない事柄を多く教えていただきました。

このことにつきましては、議案は可決していただきましたけども、やはり今後、それに基づいて執行していくにあたって、しっかりと受けとめて活かしていかなければならないという、また課題もいただいたものというふうに思っております。

したがって、そのことを本日、散会后、臨時庁議を開催して、もう一度、庁議構成員で確認して、職員全員に徹底して事業にあたっていかれるように努めていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

また、一般質問におかれましては9名の議員の方々から、どれも今後のまちづくりにとって大切な、また現在の喫緊の課題についてのご質問をいただきました。

大きく申し上げますと、やはり国道289号線八十里越の全通を見据えた対策、ストロー現象であるとか、少子化の加速、観光への対応、それから人材、魅力ある職場づくり等々、どれをとっても大切な事柄ばかりでございます。

また、J R只見線につきましても、先般、東北本部のほうに足を運んでいただきましたが、また次の課題が押し迫っておりますし、全通しただけでまだ整備が至っておらないところがありますので、その辺のところもしっかりやっていかなければならないと思います。

また、自然景観の事柄でありますとか、介護保険事業、それから公共施設の関係。どれをとっても大切だと思っております。特にあの、今般、新会社並びに薪エネルギーの関係につきましても、今後、委員長の、議会の許可をいただければ、この二つの課題につきましても担当課長と共に私も出席させていただいて説明に意を尽くしたいというふうに思っておりますので、是非ともご理解をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても本当に待ったなしの課題であるというふうに受け止めておりますので、町長ばかりが先走っているというようなことのないように、庁議構成員また職員と一体となって只見町のまちづくりに努めてまいりたいと思っておりますので、引き続きのご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

いよいよ梅雨に入りまして、ジメジメした日々が続いておりますが、間もなく酷暑を迎えると思っておりますので、皆様におかれましてはご自愛賜りまして、また引き続き、町政執行にあたりましてご指導いただきますよう心からお願い申し上げますとともに、町民の皆様はじめ議員各位のご健勝を心からお祈り申し上げまして散会にあたっての御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議長あいさつ

○議長（大塚純一郎君） 6月会議の終了にあたりまして、議長からも一言、御礼とご挨拶を申し上げます。

今回の6月会議は4日間という期間でありましたが、慎重審議をいただきまして日程どおり全て終了することができました。

誠にありがとうございました。

また、町当局におかれましては、一般質問並びに議案審議の中で各議員から出されました厳しい意見、あるいは提言について、特に留意をされ町政執行にあたられますようお願いを

いたします。

また、議員各位におかれましては、これから日増しに暑くなります。体調の管理には十分注意をされ、ご活躍いただきますことをお願いをいたしまして御礼の挨拶といたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午後 2 時 4 9 分）